

## 議案第141号

### 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の180」を「100分の190」に、「100分の190」を「100分の200」に、「100分の220」を「100分の230」に改め、同項第2号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同条第5項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に、「100分の95」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の137.5（特定管理職員にあつては、100分の117.5）」を「100分の110」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の62.5、12月に支給する場合には100分の77.5」を「100分の70」に改め、同項第3号中「、6月に支給する場合には100分の65」を「100分の72.5」に、「100分の55）、12月に支給する場合には100分の80（特定管理職員にあつては、100分の70）」を「100分の62.5」に改める。

第3条第3項第1号中「100分の190」を「100分の185」に、「100分の200」を「100分の195」に、「100分の230」を「100分の225」に改め、同項第2号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同条第5項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に、「100分の100」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

## 附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月29日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

## 説 明

一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要がある  
ので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(一般職員の勤勉手当)

第 3 条 省 略

2 省 略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員  $\frac{100分の180}{100分の190}$  (指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、 $\frac{100}{100}$

$\frac{分の190}{分の200}$ 、特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の220}{100分の230}$ )

(2) 再任用職員  $\frac{100分の85}{100分の95}$  (特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の105}{100分の115}$ )

4 省 略

5 第 1 項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額を $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の90}{の95}$  (特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の110}{100分の115}$ ) を乗じて得た額

(指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の95}{100分の100}$  を

乗じて得た額)

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の42.5}{100分の47.5}$  (特定管理職員にあつては、 $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の52.5}{の57.5}$ ) を乗じて得た額

6 省 略

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（一般職員の期末手当）

第2条 省 略

2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の市規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第3号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の100分の130

の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあっては、100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の137.5（特定管理職員100分の110

にあっては、100分の117.5）を乗じて得た額

(2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の70

100分の62.5、12月に支給する場合には100分の77.5を乗じて得た額

(3) 再任用職員 期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の65（特定管理職100分の72.5

員にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の55)、12月に支給する場合においては100分の80 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の62.5

つては、 $\frac{100}{100}$ 分の70) を乗じて得た額

3 - 5 省 略

(一般職員の勤勉手当)

第3条 省 略

2 省 略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員  $\frac{100}{100}$ 分の190 (指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、 $\frac{100}{100}$

$\frac{100}{100}$ 分の200、特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の230)  
 $\frac{100}{100}$ 分の195  $\frac{100}{100}$ 分の225

(2) 再任用職員  $\frac{100}{100}$ 分の95 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の115)  
 $\frac{100}{100}$ 分の90  $\frac{100}{100}$ 分の110

4 省 略

5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に $\frac{100}{100}$

$\frac{100}{100}$ 分の95 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の115) を乗じて得た額 (指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の92.5  $\frac{100}{100}$ 分の112.5

を受け、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100}{100}$ 分の100 を乗じて得た額)  
 $\frac{100}{100}$ 分の97.5

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100}{100}$ 分の47.5 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の45  $\frac{100}{100}$ 分の57.5) を乗じて得た額

$\frac{100}{100}$ 分の55

6 省 略